

答 申 書

平成28年10月31日

粕屋町学校給食共同調理場建設地有害物対策委員会

目 次

はじめに	1
○ 粕屋町学校給食共同調理場建設地有害物対策委員会 委員名簿	2
○ 審議経過	2
○ 答申の内容	3
① 過去一般廃棄物処分場であった場所に新給食センターを建設することの是非等と町内小中学校の児童・生徒の学校給食を提供するにあたり食の安全面について	3
② 埋立廃棄物の微生物分解に伴う可燃性ガス等の発生によって可燃性ガス(メタンガス)等が爆発する事象や地盤沈下等における工事関係者、新給食センター関係者、周辺住民への安全面について	3
③ 廃棄物の飛散や悪臭ガス等が発生する事象等における給食製造・搬出プロセスにおける食の安全面について	3
④ 特定有害物質(現時点では基準値以上の「鉛及びその化合物」)による土壌・地下水汚染が人の健康被害に及ぼす影響等の安全面について	4
おわりに	4

粕屋町長 因 辰 美 様

粕屋町学校給食共同調理場
建設地有害物対策委員会
委員長 松 藤 康 司

**新給食センター敷地の地中にある廃棄物に対する調査
の実施(モニタリングを含む)、又は既往調査の検証の
結果に基づく効率的かつ合理的な対策にかかる答申に
ついて**

平成28年7月11日付粕教給セ準第43号により諮問されました標記のことについて、下記のとおり答申する。

記

○はじめに

新給食センターが建設されている敷地は、30数年前まで町の一般廃棄物処分場であった場所を廃止し現給食センターが建設されたが、児童・生徒数の増加及び老朽化等により今回、新給食センターが同じ敷地に建て替えられている。

昨年9月1日に新給食センターの地鎮祭後、翌日から施設工事に着工したところ地質調査報告書に基づく柱状図等とは違う想定外の浅い位置から廃棄物が排出され、また、土壤汚染対策法の規定に基づく調査結果、廃棄物混り土において鉛の含有量である「鉛及びその化合物」の項目で国の基準値を超えるものが一部検出された。

そのため、有害物等の調査及び対策に関する基本方針の検討にあたり、理工学的事項について専門的な意見を反映させるため、学識経験者、他自治体の専門職員及び町内の有識者等5名をもって「粕屋町学校給食共同調理場建設地有害物対策委員会」が発足した。

本委員会に対して、町長から①過去一般廃棄物処分場であった場所に新給食センターを建設することの是非等と町内小中学校の児童・生徒の学校給食を提供するにあたり食の安全面について、②埋立廃棄物の微生物分解に伴う可燃性ガス等の発生によって可燃性ガス(メタンガス)等が爆発する事象や地盤沈下等における工事関係者、新給食センター関係者、周辺住民への安全面について、③廃棄物の飛散や悪臭ガス等が発生する事象等における給食製造・搬出プロセスにおける食の安全面、④特定有害物質(現時点では基準値以上の「鉛及びその化合物」)による土壤・地下水汚染が人の健康被害に及ぼす影響等の安全面について、以上の不安を解消するため、地中にある廃棄物の適正処理方策、土壤汚染対策等について諮問された。

本委員会は、土壤汚染や廃棄物排出の発覚から現在に至る経緯や現場視察、メタンガスの特性と他自治体における爆発の事例、有害物に対する安全性の対策方法やモニタリング等を中心に計2回にわたり検討を重ねた結果を以下のとおり答申するものである。

本答申では、正式名「粕屋町学校給食共同調理場」のところ、略称「新給食センター」と読み替えて使用するものとする。

○粕屋町学校給食共同調理場建設地有害物対策委員会 委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属	備 考
まつ 松 ふじ 藤 やす 康 し 司	福岡大学 工学部 工学博士教授	要綱第2条第1号 学識経験者(技術士(衛生工学)、 廃棄物工学、環境微生物)
あい 合 ぼ 庭 あき 昭 お 男	福岡市環境局施設部施設課 建設係長	要綱第2条第2号 人格、識見等に優れ、公正中立 の立場を堅持できる者
よし 吉 たけ 武 しん 信 いち 一	粕屋町副町長	要綱第2条第3号 行政側代表者
まつ 松 なが 永 とく 徳 ひさ 壽	粕屋町農区長会長(江辻区)	要綱第2条第4号 町長が必要と認める者 地元代表者
はら 原 てつ 哲 お 生 H28. 7. 7より なか 中 むら 村 まゐる 守	粕屋町小中学校PTA連絡協議会 会長	要綱第2条第4号 町長が必要と認める者 保護者代表者(粕屋町学校給食共同 調理場運営委員会会長兼任)

○審議経過

開催日時	委員会名	内容	資料名
平成28年2月29日(月) 午前10時 役場2階防災会議室	平成27年度 第1回粕屋町学 校給食共同調理 場建設地有害物 対策委員会	1. 委嘱書交付 2. 議題 ・委員長の選任及び副委員 長の指名について 3. 報告 (1)対策委員会を設置する こととなった経緯等 (2)H28. 1. 8現地視察をさ れた松藤教授による報 告と見解 4. その他 (1)今後のスケジュール	・粕屋町学校給食共同 調理場建設地有害物 対策委員会設置要綱 (H28. 1. 14 教育委員 会要綱第1号) ・委員会名簿一覧表 ・対策委員会を設置す ることとなった経緯 等 ・H22. 3. 25 に発生した 「姫路市立網干健康 増進センター」爆発 事件の概要と被災写 真 ・地中廃棄物からの可 燃性ガス発生に対す るガス抜き管設置概 要図
平成28年7月7日(木) 午前10時 役場2階防災会議室	平成28年度 第2回粕屋町学 校給食共同調理 場建設地有害物 対策委員会	1. 委嘱書交付 2. 議題 ・委員長の選任及び副委員 長の指名について (H28. 2. 29決定済) 3. 報告 (1)学校給食共同調理場建 設の進捗状況について (2)ガス抜き対策等につい	・建設地有害物対策委 員会名簿(H28. 7. 7現 在) ・建設地有害物対策委 員会設置要綱 (H28. 1. 14公布) ・対策委員会を設置す ることとなった経緯 等

		て (3)平成28年度施行外構工事部分土壌等汚染状況調査報告について 4.その他 (1)今後のスケジュール(調査及び対策に対する答申と今後のモニタリング結果報告等)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の設計概要、パース、計画概要、全体工程表 ・地中廃棄物からの可燃性ガス発生に対するガス抜き管設置概要図(15か所)及びモニタリング(16回)に関する計画書 ・指定区域、地歴調査及び土壌汚染対策法に基づく調査結果等(抜粋)
--	--	---	---

○答申の内容

①過去一般廃棄物処分場であった場所に新給食センターを建設することの是非等と町内小中学校の児童・生徒の学校給食を提供するにあたり食の安全面について

住民感情として廃棄物埋立跡地に新給食センターを建設することは、イメージ的に不安や不信感を拭えないが、全国的にみても公共施設は廃棄物埋立跡地や旧墓地等(住宅環境の観点から嫌悪施設と考えられるもの)であった場所を再利用することも多く、土地利用面から鑑みると、若干問題の或る場所であっても行政側が十分な対策工を講じることで、土地の買収の必要もなく広大な土地を確保でき、安全、安心に所期の目的を達成できるものである。

よって、今回の新給食センターにおいても、以下の②、③及び④の対応を適切に行うことで小中学校の児童・生徒への給食を提供することは問題ないと考えられる。

②埋立廃棄物の微生物分解に伴う可燃性ガス等の発生によって可燃性ガス(メタンガス)等が爆発する事象や地盤沈下等における工事関係者、新給食センター関係者、周辺住民への安全面について、及び③廃棄物の飛散や悪臭ガス等が発生する事象等における給食製造・搬出プロセスにおける食の安全面について

一般的に埋立廃棄物の残存有機物が、嫌気的条件下で微生物分解すると、可燃性ガスであるメタンガスが発生したり、分解に伴う地盤沈下による建物のひび割れからのメタンガス漏れが懸念される。可燃性ガスであるメタンガスは、比重が空気より軽いメタンガスのため建物の亀裂部から漏出しやすく、地上部特に建物の床下に滞留し、メタンガスが爆発濃度に達すると火の気があれば引火して爆発の危険性がある。因みにメタンガスの爆発限界濃度は、約5～15%が爆発限界濃度である。

一方、地盤沈下については、建物は構造的に耐震性や十分な基礎工事は行われているところであるが、廃棄物埋立跡地であること。かつ、新給食センターの基礎地盤は河床流域にあるため、完全に安定しておらず、経年的には、若干の地盤沈下はあるものと考えられる。

このため、前記の事象に対して、これまでの対策事例を参考にして、今回委員会では、町及びSPC業者が提案している爆発回避のため埋立層内の好気性領域の拡大と発生ガス抜き対策工事、地盤沈下対策を適切に行うことと、継続したモニタリングを確実にすることで、安全性は確保できると考えられるため、町及びSPC業者に対し上記対策工を必ず遵守されるよう指導した。

④特定有害物質(現時点では基準値以上の「鉛及びその化合物」)による土壌・地下水汚染が人の健康被害に及ぼす影響等の安全面について

今回、国の基準値以上の数値を検出した鉛について、鉛の性質として、大雨や地震による災害で土砂が大きく流失しない限り移動することは無く、更に、基礎地盤が粘性土のため鉛の移動は殆ど無く、また今回の工事では、30cmから60cmの厚みの基礎コンクリートで遮蔽されることになるため、健康被害を及ぼすほどの問題はないと考えられる。

また、地下水に関しても、国の地下水環境基準以下の数値であること及び町上水道を使用するため児童・生徒への健康リスクは極めて低いと判断される。

○おわりに

本答申では、新給食センターの建設にあたり、場所選定のありかたと土地の利用方法、土壌汚染及び廃棄物についてどのような対策を講じるべきか等について、現在の知見や法解釈及び実例をもとに、合理的かつ現実的な方向性を提案し、これに基づき対策工を施し建設に至った。

本来、新給食センターを計画する段階で公共用地の地歴から判断すると、廃棄物等を町は十分認識しており、また建設以前に行政側の住民等に対する十分な説明と問題を解決しておけば住民や議会の理解を得られていたものと推測される。

しかしながら、諸々のリスクを伴う建設の途中で建設工事を一時中断し、新給食センター建設地有害物対策委員会を設置し、安全を確保するための対策を講じられた町長及び町関係者のご英断に謝意を申し上げたい。

粕屋町におかれては、本答申の中で示した方向性を遵守されることで住民の新給食センターに対する不安や不信感が払拭されることを期待すると共に、廃棄物埋立跡地の有効利用の実例の一つとして、町民から支持され、安全で安心な新給食センターが完成し、粕屋町の益々のご発展に寄与できる事を祈念してむすびの言葉とする。

以上